

も ぎ さいばん はじ てつづき
 模擬裁判シナリオ 1 「始めの手續」

ばめん 場面	たんとう 担当	セリフ
ひこくにん かくにん 被告人の確認 (じんていしつもん (人定質問))	さいばんかん 裁判官	開廷します。 ひこくにん しょうげんたい まえ た 被告人は、証言台の前に立ってください。 なまえ なん い 名前は、何と言いますか。
	ひこくにん 被告人	さくらだ もんたろう 桜田 門太郎です。
きそじょう ろうどく 起訴状の朗読	さいばんかん 裁判官	けんさつかん きそじょう よ 検察官、起訴状を読んでください。
	けんさつかん 検察官	ひこくにん がつ にちしんや じころ ちょう 被告人は、5月12日深夜2時頃、ホウリス 町 6 ちょうめ ばん ちゅうしゃじょう ひがし けいと 丁目3番のホウリス 駐車場において、東 京人 さんの くるま のドアをカナヅチで何度もたたいて傷 を付けて壊しました。 これは、けいほうだい じょう きぶつそんかい つみ これは、刑法第261条の器物損壊の罪にあた ります。
もくひけん こくち 黙秘権の告知	さいばんかん 裁判官	これから、けんさつかん よ あ じじつ しょうこ これから、検察官が読み上げた事実について、証拠 とりしら おこな の取調べなどを行います。 さいしょ ひこくにん き つ 最初に、被告人に気を付けてもらいたいことを せつめい 説明します。 ひこくにん もくひけん 被告人には、黙秘権があります。 もくひけん い 黙秘権とは、言いたくないことは言わなくていい

		<p>という権利です。</p> <p>したがって、被告人は、答えたくない質問に対しては答えなくてもいいです。</p> <p>被告人がこの法廷で話したことは、全て証拠になりますから、よく考えて答えるようにしてください。</p>
	被告人	はい。分かりました。
<p>起訴内容について の確認 (罪状認否)</p>	裁判官	<p>それでは、被告人に質問します。</p> <p>先ほど検察官が読み上げた内容について、何か言いたいことはありますか。</p>
	被告人	<p>全く違います。</p> <p>私は、そのようなことはしていません。</p>
	裁判官	弁護人の意見は、いかがですか。
	弁護人	<p>門太郎さんが話したとおりです。</p> <p>門太郎さんは、犯人ではなく、無罪です。</p>
	裁判官	では、被告人は、席に戻ってください。

も ぎ さいばん
 模擬裁判シナリオ2 「検察官・弁護人の説明、証拠の取調べ」

ばめん 場面	たんとう 担当	セリフ
けんさつかん せつめい 検察官の説明 ぼうとうちんじゆつ (冒頭陳述)	さいばんかん 裁判官	それでは、この事件に関する検察官の説明を聞きます。 けんさつかん 検察官、どうぞ。
	けんさつかん 検察官	けんさつかん つぎ じじつ しょうこ あき 検察官は、次の事実を証拠によって明らかにします。 ひがいしゃ けいと がつ にちしんや じころ 被害者の京人さんは、5月12日深夜2時頃、「ガンガン」という大きな音を聞きました。 じたく かい まど おと ちゆうしゃじょう 自宅の2階の窓から音がするハウリス駐車場の ほう み ころ ぼうし しろいろ 方を見たところ、黒い帽子をかぶり、白色のTシャツと青色のジーンズの服を着て、黒いリュックを せ お ひと み 背負った人が見えました。 ひと けいと くるま て も なに その人は、京人さんの車のドアを手を持った何か でたたいていたので、京人さんが「やめろ！」と叫ぶと、逃げていきました。京人さんは、その後ろ姿 さつえい けいさつ つうほう を撮影し、警察に通報しました。 か けんさつかん あた さが しんや 駆けつけた警察官が、辺りを探したところ、深夜2 じ ふんころ ちゆうしゃじょう ちか はんじん 時20分頃、ハウリス駐車場の近くで、犯人とよ

		<p>に かつこう ひこくにん み く似た格好をした被告人を見つけました。</p> <p>このとき、被告人は、リュックの中に京人さんの くるま とりょう つ も 車の塗料が付いたカナヅチを持っていました。</p> <p>なお、被告人は、事件の前の日、京人さんのことを ひこくにん じけん まえ ひ けいと とても怒っており、車を傷付ける動機もありまし おこ くるま きずつ どうき た。</p>
<p>べんごにん せつめい 弁護人の説明 ぼうとうちんじゆつ (冒頭陳述)</p>	<p>さいばんかん 裁判官</p>	<p>つぎ べんごにん せつめい き 次に、弁護人の説明を聞きます。</p> <p>べんごにん 被告人、どうぞ。</p>
	<p>べんごにん 被告人</p>	<p>けんさつかん せつめい まちが 検察官の説明は、間違っています。</p> <p>もんたろう がつ にち しんや 門太郎さんは、5月12日の深夜、ホウリス ちゆうしゃじょう い 駐車場には行っていません。</p> <p>もんたろう がいしゆつ い 門太郎さんが外出していたのは、コンビニに行く ためでした。</p> <p>コンビニに向かう途中、門太郎さんは、道でカナヅ む とちゆう もんたろう みち チを拾い、後で交番に届けようと考えていまし ひろ あと こうばん とど かんが た。</p> <p>もんたろう き ふく も もの ほんにん に 門太郎さんの着ていた服や持ち物が犯人と似てい ぐうぜん たのは偶然です。</p> <p>もんたろう じけん かんけい 門太郎さんは、この事件とは関係ありません。</p>

<p>しょうこ とりしら 証拠の取調べ</p>	<p>さいばんかん 裁判官</p>	<p>それでは、証拠を調べます。 検察官、証拠の説明をしてください。</p>
	<p>けんさつかん 検察官</p>	<p>1つ目の証拠は、被害者の京人さんが話したことが書かれた書面です。京人さんは、次のように話しました。</p> <p>「5月12日の深夜2時頃、ホウリス駐車場で、誰かが私の車を何かでたたいていました。「やめろ！」と叫んだら、その人が逃げたので、スマートフォンで写真を撮りました。その写真は、警察官に渡しました。」</p> <p>2つ目の証拠は、京人さんの車のドアの写真です。</p> <p>京人さんの車のドアには何度もたたかれたような傷が付いており、へこんでいます。</p> <p>3つ目の証拠は、被告人が持っていたカナヅチについての報告書です。</p> <p>警察官が被告人に声を掛けたとき、被告人はリュックの中にカナヅチを持っていました。詳しく調べたところ、そのカナヅチには、京人さんの車の</p>

と^りよう^つ塗料が付いていることがわかりました。

4^めつ^め目の証拠は、被告^{ひこくにん}人を発見^{はっけん}した状^{じょうきょう}況^{はん}や犯人^{はん}の写^{しゃ}真^{しん}について^{ほうこくしょ}の報^{ほう}告^{こく}書^{しょ}です。

この報^{ほう}告^{こく}書^{しょ}には、警^{けい}察^{さつ}官^{かん}が被^ひ告^{こくにん}人^{はん}を發^{はっ}見^{けん}した場^ば所^{しょ}などの図^ず面^{めん}と、犯^{はん}人^{にん}や被^ひ告^{こくにん}人^{はん}の写^{しゃ}真^{しん}が載^のっ^ていま^す。この証^{しょう}拠^こから、5^{がつ}月^{にち}1^{しん}2^や日^じ深^{ふん}夜^{ころ}2^じ時^{ふん}2^こ0^{ころ}分^{ころ}頃^{ころ}、

警^{けい}察^{さつ}官^{かん}が、ホウリス駐^{ちゅう}車^{うしや}場^{じょう}から約^{やく}500^{メートル}メー^たル^た離^{はな}れた場^ば所^{しょ}で、被^ひ告^{こくにん}人^{はん}を發^{はっ}見^{けん}したこ^とや、被^ひ告^{こくにん}人^{はん}の服^{ふく}や持^もち物^{もの}が犯^{はん}人^{にん}の服^{ふく}や持^もち物^{もの}と似^にていたこ^とがわ^わか^わり^ます。

5^めつ^め目の証拠^{しょうこ}は、被^ひ告^{こくにん}人^{はん}と^{おな}同^{かい}じ^{しゃ}会^は社^{たら}で働^{つか}く^さ司^さ法^{のり}子^こさんが話^{はな}したこ^とが書^かかれた書^{しょ}面^{めん}です。法^{のり}子^こさんは、次^{つぎ}のよ^よう^{はな}に話^{はな}しま^した。

「事^じ件^{けん}の前^{ぜん}日^{じつ}、門^{もん}太^た郎^{らう}さんは、と^おて^こも怒^{おこ}っていま^した。門^{もん}太^た郎^{らう}さんは、「サ^{れん}ッ^{しゅう}カ^{ちゅう}ー^{けい}の練^{れん}習^{しゅう}中^{ちゅう}、京^{けい}人^{にん}さ^んが蹴^けったボ^わール^{たし}が私^あのバ^あイク^あに当^あたり^あ、ミ^あラー^あが壊^{こわ}れてしま^した。京^{けい}人^{にん}さん^は、修^{しゅう}理^り代^{だい}も払^{はら}わな^いい^し、謝^{あやま}って^もく^れな^い。絶^ぜ対^{たい}に許^{ゆる}せ^ない。」と^い言^いっ^ていま^した。」 証^{しょう}拠^こは以^い上^{じょう}です。

も ぎ さいばん ひこくにん しつもん
 模擬裁判シナリオ3 「被告人への質問」

ばめん 場面	たんとう 担当	セリフ
ひこくにん 被告人への しつもん 質問	さいばんかん 裁判官	それでは、 ^{ひこくにん} 被告人から ^{はなし} 話を ^き 聞きます。 ^{ひこくにん} 被告人は、 ^{しょうげんたい} 証言台の ^{まえ} 前まで ^{すわ} 座ってくださ い。 では、 ^{べんごにん} 弁護士、 ^{しつもん} 質問をどうぞ。
	べんごにん 弁護士	あなたは、 ^{けいと} 京人さんの ^{くるま} 車を ^{きずつ} 傷付けましたか。
	ひこくにん 被告人	いいえ、やっていません。
	べんごにん 弁護士	^{じけん} 事件があった日の ^ひ 深夜 ^{しんや} 2時 ^じ 20分頃、 ^{けいさつかん} 警察官に ^{こえ} 声 を ^か 掛けられたとき、 ^{なに} 何をしていたのですか。
	ひこくにん 被告人	コンビニに行くところでした。
	べんごにん 弁護士	^{よるおそ} 夜遅い時間にコンビニに行くとしたのはなぜで すか。
	ひこくにん 被告人	あの日は、 ^ひ 夜遅くまで、 ^{よるおそ} 自宅で ^{じたく} ゲームをしていたの ですが、 ^{きゆう} 急にアイスが ^た 食べたくなり、 ^か 買いに出か けました。
	べんごにん 弁護士	カナヅチを ^も 持っていたのはなぜですか。
ひこくにん 被告人	コンビニに行く ^い 途中、 ^{とちゆう} 道に ^{みち} 落ちていたのを ^み 見つけ て ^{ひろ} 拾ったんです。	

		だれ 誰かの落とし物だと思い、あと 後で交番に届けるつもりでした。
べんごにん 弁護人		はなし か 話は変わりますが、サッカーの練習中に京人さんの蹴ったボールがあなたのバイクに当たり、ミラーが壊れたという出来事がありましたね。 あなたは、そのことに腹を立てていましたか。
ひこくにん 被告人		はい。京人さんは謝ってくれなかったので、許せない気持ちはありました。 でも、腹が立ったからといって、京人さんの車を傷付けようとか、そんなことは考えませんでした。
べんごにん 弁護人		べんごにん 弁護人の質問は、以上です。
さいばんかん 裁判官		それでは、検察官、質問をどうぞ。
けんさつかん 検察官		あなたが行こうとしていたのは、ホウリス町5丁目のコンビニですか。
ひこくにん 被告人		はい。そうです。
けんさつかん 検察官		あなたの家からそのコンビニまでの道は、夜は結構暗いですよね。
ひこくにん 被告人		はい。暗いです。

けんさつかん 検察官	カナヅチによく気づきましたね。
ひこくにん 被告人	たまたま、気づきました。
けんさつかん 検察官	ひろ 拾ったカナヅチをすぐに交番 <small>こうばん</small> に届けなかったのは なぜですか。
ひこくにん 被告人	よるおそ <small>じかん</small> 夜遅い時間でしたし、早くアイスを買って食べた かったからです。
けんさつかん 検察官	あなたが警察官 <small>けいさつかん</small> に声を掛けられた場所から約50 メートルのところに交番 <small>こうばん</small> がありますね。 すぐに届けられたのではないですか。
ひこくにん 被告人	そうですけど、落とし物を届けると書類を書いた りして時間がかかるじゃないですか。
けんさつかん 検察官	あなたは、京人 <small>けいと</small> さんの家の場所を知っていますか。
ひこくにん 被告人	はい。同じサッカーチームなので知っています。
けんさつかん 検察官	あなたは、京人 <small>けいと</small> さんの車 <small>くるま</small> を見たことがあります か。
ひこくにん 被告人	はい。見たことがあります。
けんさつかん 検察官	しつもん <small>お</small> 質問を終わります。
さいばんかん 裁判官	ひこくにん <small>しつもん</small> <small>お</small> 被告人への質問が終わりました。 ひこくにん 被告人は、もとの席 <small>せき</small> に戻 <small>もど</small> ってください。

も ぎ さいばん じけん かん いけん かくにん
 模擬裁判シナリオ4「事件に関する意見の確認」

ばめん 場面	たんとう 担当	セリフ
けんさつかん いけん 検察官の意見 ろんこく (論告)	さいばんかん 裁判官	それではけんさつかん いけん き それでは検察官から意見を聞きます。 けんさつかん 検察官、どうぞ。
	けんさつかん 検察官	さき せつめい しょうこ ひこくにん はなし ひこくにん 先ほど説明した証拠や被告人の話から、被告人が じけん はん にん あき この事件の犯人であることは明らかです。 りゆう せつめい その理由を説明します。 ひこくにん ひとどお すこ よなか じけん ○被告人は、人通りが少ない夜中に、この事件が はっせい ふんご ま じかん 発生してから20分後という間もない時間に、 ちゆうしゃじょう やく はな ホウリス駐車場から約500メートルしか離 ばしよ れていない場所にいました。 ひこくにん はん にん に かつこう このとき、被告人は、犯人と似た格好をしていま した。 ひこくにん けいと くるま とりょう ○また、このとき、被告人は、京人さんの車の塗料 つか も はん にん が付いたカナヅチを持っていました。犯人は、こ つか けいと くるま きずつ のカナヅチを使って、京人さんの車を傷付けた かんが はん にん ひと じけんちよくご と考えられます。犯人ではない人が、事件直後 はんこうげんば ちか に、たまたま犯行現場の近くにおいて、たまたま はん にん に かつこう はんこう つか 犯人と似た格好をしていて、たまたま犯行に使

		<p>われたカナヅチを持っていたという偶然が重なるでしょうか。</p> <p>これらの事実から、被告人が犯人であることは明らかです。</p> <p>○また、被告人は、京人さんにバイクのミラーを壊され、腹を立てていました。</p> <p>京人さんの車を傷付ける動機もあったといえます。</p> <p>以上から、被告人が犯人であることに間違いありません。</p> <p>被告人は、うそを言って罪から逃れようとしており、反省していません。</p> <p>裁判所は、被告人が反省するよう、きちんと処罰してください。</p>
<p>弁護人の意見 (弁論)</p>	<p>裁判官</p>	<p>次に弁護人の意見を聞きます。</p> <p>被告人、どうぞ。</p>
	<p>被告人</p>	<p>門太郎さんは、無罪です。</p> <p>裁判に提出された証拠では、門太郎さんが犯人だと証明されていません。</p>

		<p>○事件があった日、門太郎さんが夜遅くに出歩いて いたのは、コンビニに行くためでした。</p> <p>○服や持ち物についても、黒い帽子をかぶり、白色 のTシャツと青色のジーンズの服を着て、黒い リュックを背負っている格好をした人はたくさ んいます。ですから、事件があった日に、門太郎 さんが犯人と似た格好をしていたからといっ て、門太郎さんを犯人だと決めつけることはで きません。</p> <p>○リュックの中にカナヅチを持っていたのも、た またま拾っただけです。</p> <p>○確かに、門太郎さんは、バイクのミラーを壊した 京人さんに腹を立てていました。しかし、腹を立 てて人の物を壊すような人ではありません。</p> <p>この裁判で調べた証拠や門太郎さんの話からは、 門太郎さんが犯人であるとは言い切れません。</p> <p>したがって、門太郎さんは無罪です。</p>
<p>ひこくにん いけん 被告人の意見</p> <p>さいしゅうちんじゅつ (最終陳述)</p>	<p>さいばんかん 裁判官</p>	<p>ひこくにん しょうげんだい まえ た 被告人は、証言台の前に立ってください。</p> <p>さいご なに い 最後に何か言っておきたいことはありますか。</p>

	ひこくにん 被告人	わたし はんにん 私は犯人ではありません。信じてください。
	さいばんかん 裁判官	ひこくにん 被告人は、もとの席に戻ってください。 それでは、審理は終了して、次回期日に被告人に 対する判決を言い渡します。

しょうこ

証拠 1

ひがいしゃ

被害者の東京人さんの話

きょう

じゆつ

ちょう

しょ

供述調書

ちゅうしゃじょう

5月12日の深夜2時頃、ホウリス駐車で、

だれかが私の車を何かでたたいていました。

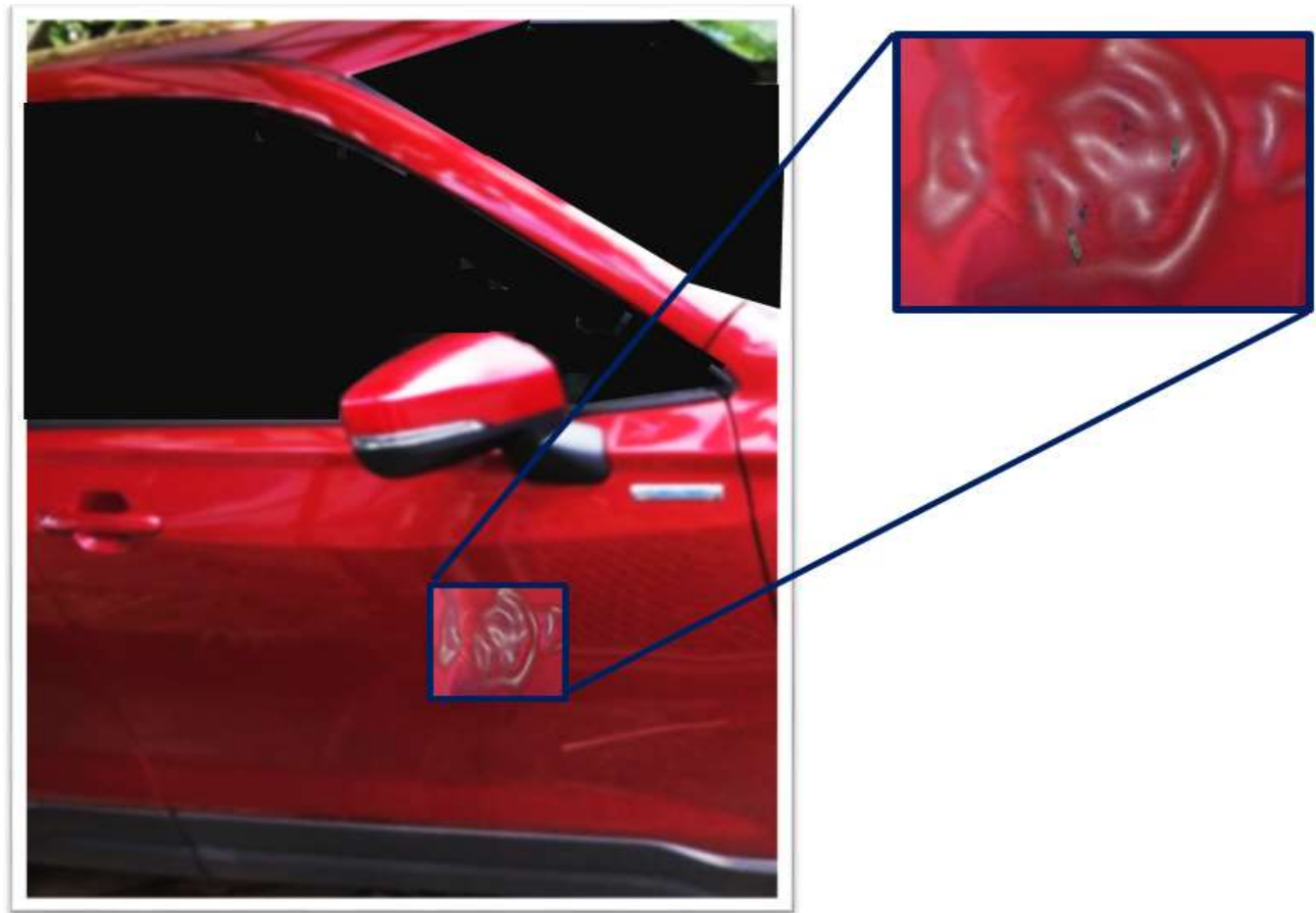
「やめろ！」とさげんたら、その人がにげた

ので、スマートフォンで写真を取りました。

その写真は警察官にわたしました。

しょうこ
証拠 2

ひがいしゃ
被害者の 東 京人 さんの車のドアの写真



しょうこ

証拠 3

ひこくにん

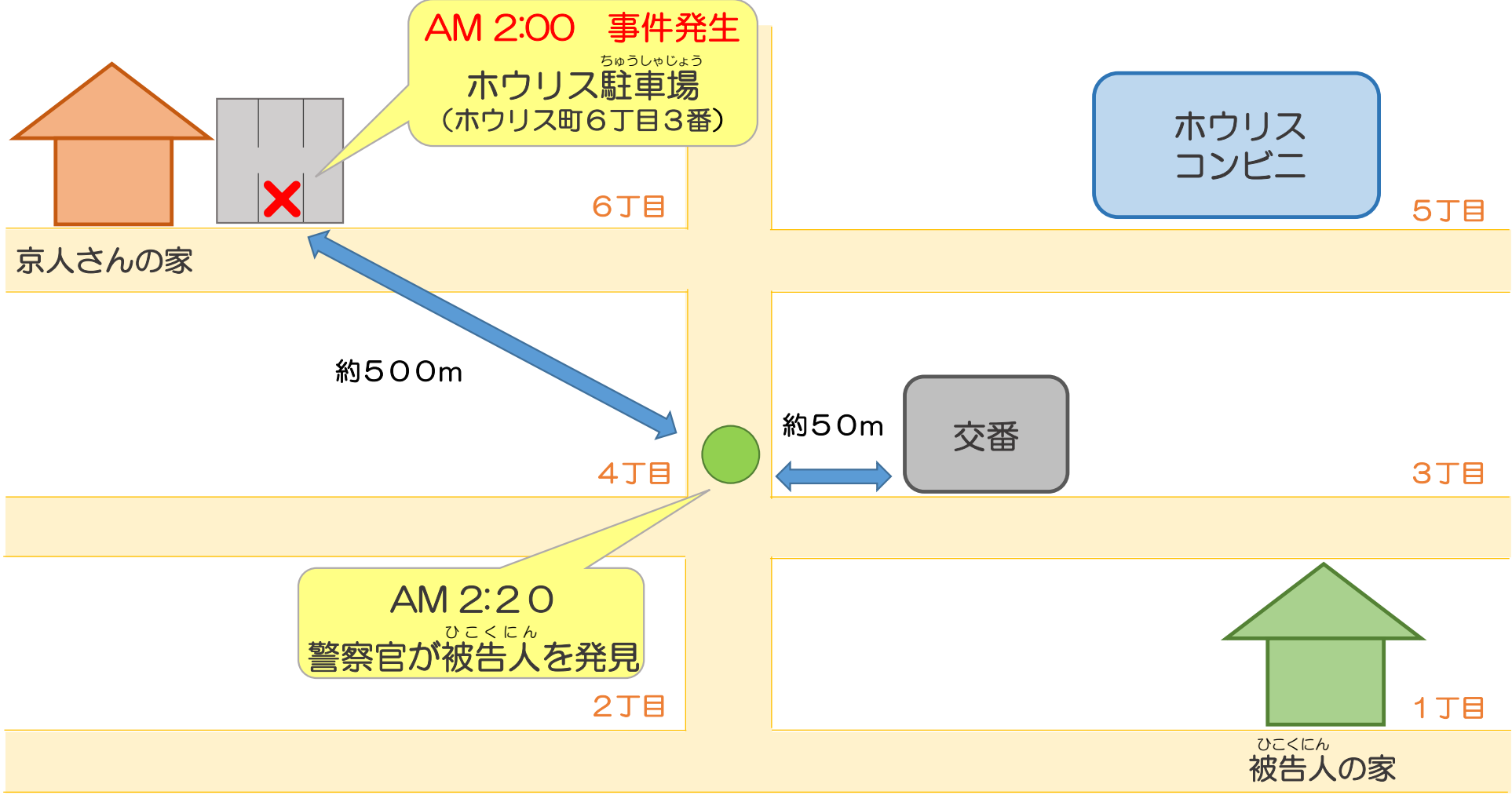
被告人が持っていたカナヅチについての報告書



※くわしく調べたところ、京人さんの車のと料が付いていることが分かりました。

しょうこ
証拠 4

ひこくにん じょうきょう
被告人を発見した状況や犯人の写真についての報告書



しょうこ

証拠 4

ひこくにん

被告人を

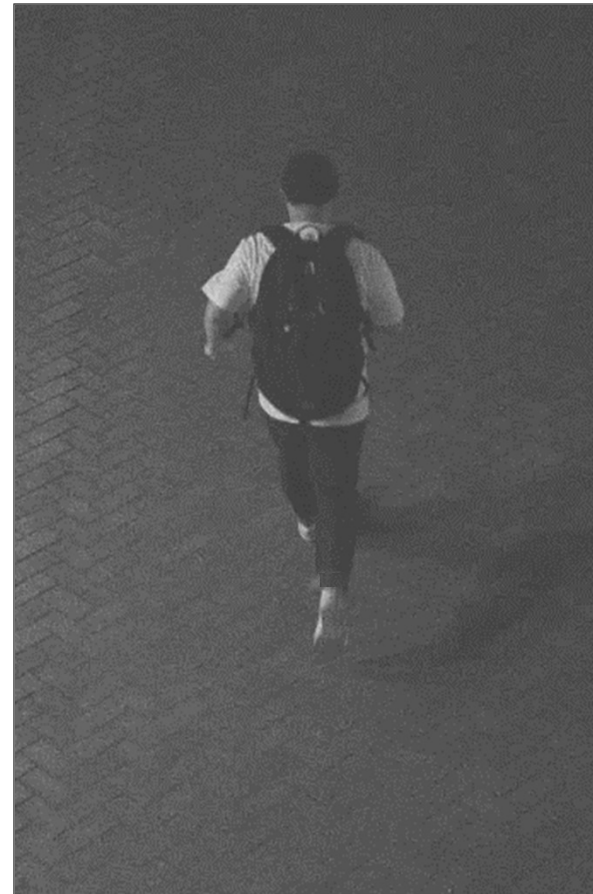
じょうきょう

発見した状況や犯人の写真についての報告書

警察官がさつえいした被告人の写真



京人さんがさつえいした犯人の写真



きょう じゆつ ちょう しょ
供 述 調 書

事件の前日、門太郎さんは、とてもおこって
いました。門太郎さんは、「サッカーの練習中、
京人さんがけたボールが私のバイクに当たり、
ミラーがこわれてしまった。京人さんは修理代
もはらわないし、謝ってもくれない。絶対に許
せない。」と言っていました。